こんなとき、国民年金の手続きを

いつもの生活が変わったら、お近くの年金事務所および市役所市民課国民年金窓口でお早めに手続き・ご相談ください。

■手続きが必要な事例

①年齢が20歳になった
②独立・起業した
③退職し、無職になった
④退職し、自営業の人との結婚
⑤離婚して扶養から外れた
⑥扶養者（夫または妻）の退職
⑦パート収入が年130万円を超え扶養から外れた
⑧海外居住のため任意加入する
⑨海外に住んでいて帰国した

※国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

国民年金は、HPからも

◎問い合わせ先
市民課市民係☎内線163

消費者問題に対する垂水市の考え方

地方消費者行政に対する国の財政措置を活用するため、垂水市の消費者問題に対する考え方を公表します。

■消費生活センターと相談員

垂水市では市民の消費生活の安定と向上を目的として、昭和48年に消費生活相談員を配置し消費者被害の救済・被害の未然防止のための啓発活動を推進しています。平成23年には複雑化する相談及び苦情に対し、適正かつ効率的に対応するために市役所内に「消費生活センター」を設置し安心・安全な暮らしをサポートしています。

■これからの取組

地域消費者の安心・安全な暮らしを確保するため、継続して専任相談員及び職員による相談窓口の機能強化、啓発活動の充実を図り、消費生活の安定と向上に取り組んでいきます。

◎問い合わせ先
市民課相談係☎内線162
垂水市消費生活センター
☎内線137

Pick Up INFO 子ども医療費の窓口払無料の対象が18歳までになります！

経済的な理由により病院受診を控えることがないよう、これまで非課税世帯の未就学児については、県内の医療機関等で窓口の支払いが無料となっていましたが、**令和3年4月から対象が18歳まで引き上げ**られます。
制度利用を希望される方は、福祉課窓口で申請を行ってください。

■申請受付期間
令和3年3月1日（月）から

■申請受付場所
垂水市役所福祉課窓口

■必要書類
①印鑑　②対象者の保険証

■対象者
住民税非課税世帯の18歳までの子ども
（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）

※ひとり親家庭医療費助成や重度心身障害者医療費助成を受けている方も対象です。
※既に受給資格者証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。

■対象の医療費
保険診療が適用の入院（食事の費用は除く）、通院、調剤、訪問看護、柔道整復療養費

■手続きから受診までの流れ

①福祉課窓口で受給資格者登録申請を行います。
②3月下旬に、市から受給資格者証を送付します。
③県内の医療機関を受診する際に、保険証と受給資格者証を提示します。
※保険適用分は窓口払が無料となりますが、保険適用外分は、お支払いください。

▲受給資格者証

◎問い合わせ先：福祉課児童障害者係　☎32-1115

6月から交付予定

令和3年度 たるたるおでかけチケットの交付について

令和2年度より高齢者支援として交付している「たるたるおでかけチケット」については、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し、**令和3年6月**から交付を開始する予定としております。皆様のご理解・ご協力をお願いします。
※具体的な交付日程等は、市報5月号でお知らせする予定です。

◎問い合わせ先：福祉課
地域福祉係☎内線126

ネット通販 購入時の画面保存を

ネット通販に関するトラブル相談が多く寄せられています。ネット通販利用の際は、商品の返品の可否や返品条件を必ず確認し契約内容が表示された画面を保存しましょう。困ったときは、すぐ相談してください。

◎問い合わせ先：垂水市消費生活センター☎内線137
消費者ホットライン☎165

保健・福祉

心理職 精神対話士による ほっ！と相談

将来への不安や心配事などの解決に向け相談に応じます。「鹿児島県地域自殺対策強化事業」の一環として実施されます。

■対象　若年層（39歳以下の方）およびその保護者等
■場所　霧島市国分公民館（国分シビックセンター内）
■料金　無料
■申込方法
事前予約、当日参加も可能です。
※電話での相談も可能です。

■精神対話士
専門的な知識と対話で人の心を癒す心のケアの専門職です。

▼相談会開催日時

開催日	時間
3/6（土）	午後1時～午後5時
3/7（日）	
3/8（月）	

◎申込・問い合わせ先
一般財団法人メンタルケア協会
鹿児島事務所／肥後
☎070－4476－1020

Pick Up INFO ＜全国健康保健協会（協会けんぽ）に加入している方へ＞ 子ども医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障害者医療費の高額療養費の確認方法が変わります

問福祉課児童障害者係☎32-1115

■高額療養費制度とは
1ヵ月間（1日から月末まで）に、医療機関窓口で支払った医療費が、年齢や所得状況により定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻される制度です。

■変更点
これまで、対象となる方から市に委任状を提出していただき、市役所が協会けんぽへ高額療養費の確認をしていましたが、協会けんぽからの通知により、市から協会けんぽへの確認ができなくなりました。今後は対象となる可能性がある方が、直接協会けんぽへ高額療養費の確認を行っていただくこととなりました。
各医療費の確認方法は以下のとおりです。

◎子ども医療費
医療機関での受診日から2～4カ月後に、該当の可能性がある方へ市役所から連絡し、聞き取りをさせていただきます。該当の可能性がある場合、高額療養費の申請方法について説明いたします。

◎ひとり親医療費・重度心身障害者医療費
ひとり親医療費または重度心身障害者医療費の申請後、該当する可能性がある方へ市役所から連絡し、聞き取りをさせていただきます。該当の可能性がある場合、高額療養費の申請方法について説明いたします。

check
協会けんぽから通知が届いたら福祉課へ提出してください。
通知を確認後、医療費の助成を行います。助成までにはお時間がかかりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。